

多摩市地域福祉計画推進市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 多摩市地域福祉計画（以下「計画」という。）に定める施策の推進並びに次期の計画の検討及び策定に当たり、地域福祉に係る市民の意見等を求めるため、多摩市地域福祉計画推進市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、及び協議し、その内容を多摩市長（以下「市長」という。）に報告する。

- (1) 計画の進捗状況に関すること。
- (2) 計画に定める施策の推進並びに次期の計画の検討及び策定に係る地域の状況及び市民のニーズに関すること。
- (3) 計画の評価及び見直しに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画に定める施策の推進並びに次期の計画の検討及び策定に関し市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するもの（以下「委員」という。）10人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 二人以内
- (2) 民生委員・児童委員 一人以内
- (3) 次に掲げる団体に所属する者のうちから当該団体が推薦するもの 7人以内

ア 市民団体

イ 福祉関係団体

ウ 教育関係団体

エ 商工関係団体

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。
- 3 委員会の会議は、原則として公開する。
- 4 委員長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(部会)

第7条 委員長は、委員会の下部組織として部会を設置することができる。

- 2 部会は、委員会の求めに応じ、個別の事項について専門的な検討を行い、その結果を委員会に報告する。
- 3 部会は、検討内容に応じ、委員長が指名する委員又は市長及び委員長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、若しくは任命するもの（以下「部会員」という。）5人以内をもって構成する。
- 4 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長は部会員のうちから委員長が指名し、副部会長は部会員のうちから部会長が指名する。

6 部会長は、部会を招集し、会議を主宰する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第8条 委員長及び部会長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。